

特定健康診査等実施計画  
＜第3期＞

シャープ健康保険組合

平成30年6月

## 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと、世界最長の平均寿命や高い保険医療水準を達成してきた。

しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などの大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするため、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、6 年毎に 6 年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

## 当健保組合の現状

当健保組合は、エレクトロニクス機器や電子部品等の製造を主たる業とするシャープ(株)及びその関連会社を母体とする健保組合である。

2018 年度事業所数は 16 で、全国 7 都府県に所在するが、大半が近畿圏に所在している。ただし、支店や営業所は全国に点在しており、大阪・奈良近郊に勤務している被保険者及び被扶養者は約 4 割、それ以外の勤務者は 6 割程度である。

当健保組合に加入している被保険者（従業員のみ）の平均年齢は 44.69 歳で、男性が全体の約 9 割を占める。

健康診断については、健康管理室統轄事業所勤務の従業員は、各健康管理室や会社会議室等を活用し、委託健診業者及び健康管理室スタッフにより実施している。

上記事業所勤務以外の従業員は、委託健診業者及び近隣医療機関で受診している。

2016 年度の特健康診査受診人数は、19,479 人の実績である。

当健保職員は、内科医 5 名・保健師 18 名・看護師 11 名等で、常勤 50 名、非常勤 5 名。（事務職、スポーツセンター職員含む。2018 年 6 月 1 日現在）

## 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

### 1. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機づけができるようになる。

### 2. 事業主等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業主健診を受託していることから、当健保組合が主体となって行う(委託を含む)。事業主が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業主から受領する。健診費用は、事業主が負担する。

### 3. 特定保健指導の基本的な考え方

生活習慣病予備軍の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

## I 達成目標

### 1. 特定健康診査の実施に係る目標

2023 年度における特定健康診査の実施率を 90.0%（国の基本指針が示す目標値）以上とする。

この目標を達成するために、2018 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

#### 目標実施率

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	国が示す 目標値
被保険者	91.6%	92.5%	93.1%	94.2%	95.2%	96.5%	-
被扶養者	31.8%	40.9%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%	-
合計	71.1%	74.9%	78.4%	82.5%	86.6%	90.9%	90.0%

※特例退職・任意継続被保険者及び被扶養者含む

### 2. 特定保健指導の実施に係る目標

2023 年度における特定保健指導の実施率 55.0%（国の基本指針が示す目標値）以上とする。

この目標を達成するために、2018 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

#### 目標実施率

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	国が示す 目標値
特定保健指導 対象者（人）	3,407	3,460	3,476	3,471	3,453	3,343	-
実施者数 （人）	1,750	1,835	1,974	2,021	2,144	2,171	-
実施率（%）	51.4%	53.0%	56.8%	58.2%	62.1%	64.9%	55.0%

※特例退職・任意継続被保険者及び被扶養者含む

### 3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

2023 年度において、2008 年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率を 25%以上（国の基本指針が示す目標値）とする。

## II 特定健康診査等の対象者数

### 1. 特定健康診査

#### ① 被保険者

(人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
40歳以上対象者数	18,127	17,952	17,636	17,155	16,640	15,665
目標実施者数	16,606	16,602	16,425	16,159	15,842	15,113
目標実施率(%)	91.6%	92.5%	93.1%	94.2%	95.2%	96.5%

#### ② 被扶養者

(人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
40歳以上対象者数	9,437	9,308	9,127	8,864	8,587	7,976
目標実施者数	3,004	3,805	4,563	5,318	6,011	6,381
目標実施率(%)	31.8%	40.9%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%

#### ③ 被保険者＋被扶養者

(人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
40歳以上対象者数	27,564	27,260	26,763	26,019	25,227	23,641
目標実施者数	19,611	20,407	20,989	21,478	21,853	21,493
目標実施率(%)	71.1%	74.9%	78.4%	82.5%	86.6%	90.9%

※特例退職・任意継続被保険者及び被扶養者含む

### 2. 特定保健指導

#### 被保険者＋被扶養者

(人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
動機付け支援対象者	1,605	1,644	1,667	1,687	1,700	1,642
実施者数	886	887	951	937	1,001	986
実施率(%)	55.2%	54.0%	57.0%	55.5%	58.9%	60.0%
積極的支援対象者	1,802	1,816	1,809	1,784	1,754	1,701
実施者数	864	948	1,023	1,084	1,143	1,185
実施率(%)	47.9%	52.2%	56.5%	60.8%	65.2%	69.7%
保健指導対象者計	3,407	3,460	3,476	3,471	3,453	3,343
実施者数	1,750	1,835	1,974	2,021	2,144	2,171
実施率(%)	51.4%	53.0%	56.8%	58.2%	62.1%	64.9%

※特例退職・任意継続被保険者及び被扶養者含む

### Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

#### 1. 特定健康診査

##### (1) 受診方法

###### ①一般被保険者

事業主が行う労働安全衛生法第 66 条に基づく定期健康診断と併せて実施する。

受診場所は、健康管理室管轄の事業所従業員は、各健康管理室や会社会議室等を活用する。健康管理室管轄以外の販社営業拠点等の従業員は、委託健診業者及び近隣医療機関で受診する。

###### ②特例退職・任意継続被保険者及び被扶養者

居住地が全国に分散しているため、集合契約（A・B併用）での受診に加えて、委託先と契約し、全国約 2,000 の医療機関、健診機関で実施する。

##### (2) 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」第 2 編第 2 章に記載されている健診項目とする。

##### (3) 実施時期

###### ①一般被保険者

通年実施とする。

###### ②特例退職・任意継続被保険者及び被扶養者

当年度 4 月 1 日から翌年 1 月 31 日とする。

##### (4) 委託契約

###### ①一般被保険者

財団法人 パブリックヘルスリサーチセンター（定期健康診断を委託）

###### ②特例退職・任意継続被保険者及び被扶養者

集合契約 A 及び B

株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア

##### (5) 健診結果の入手方法

###### ①一般被保険者

事業主と共同利用としているため、定期健康診断委託先より電子データで直接入手とする。

但し、一部の事業所等については、事業主から電子データ及び紙媒体で入手する。

###### ②特例退職・任意継続被保険者及び被扶養者

健保連共同情報処理システムならびに委託先については、電子データで入手する。

また、勤務先等での健診結果については、紙媒体で入手する。

## (6) 健診結果の返却方法

### ①一般被保険者

委託業者より事業主を経由し、異常値のある項目については、赤字表記するなど分かりやすくし、生活習慣改善に対する助言等を記載後、本人へ通知する。

### ②特例退職・任意継続被保険者及び被扶養者

集合契約、委託先ともに、受診機関より本人へ通知する。

## 2. 特定保健指導

### (1) 実施方法

#### ①一般被保険者

健康管理室管轄の事業所従業員については、各健康管理室スタッフ（保健師、看護師等）より保健指導を行う。

健康管理室管轄以外の販社営業拠点等の従業員については、委託業者により個別に保健指導を行う。

#### ②特例退職者・任意継続被保険者及び被扶養

対象者の希望する場所に指導員を派遣して、面談を実施する。面談後の継続支援・評価は、メールや電話、手紙を介して行う。なお、利用案内・勧奨は、直接健保組合または委託先より行う。

### (2) 特定保健指導対象者の選出の方法

対象者の選出は、「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」第2編第3章に記載されている選出方法とする。

### (3) 実施期間

#### ①一般被保険者

健康管理室管轄の事業所従業員・・・翌年の健診実施前まで

健康管理室管轄以外の販社営業拠点等の従業員・・・健診実施の翌年9月末まで

#### ②特例退職者・任意継続被保険者及び被扶養者・・・健診実施の翌年9月末まで

#### (4) 委託先

① 一般被保険者

SOMPORリスクアマネジメント株式会社

セイコーエプソン株式会社

② 特例退職者・任意継続被保険者及び被扶養者

ベネフィットワン・ヘルスケア株式会社

#### (5) 指導結果の入手方法

①一般被保険者

健康管理室管轄の従業員については、健康管理システムより入手する。

健康管理室管轄以外の販社営業拠点等の従業員については、委託業者より電子データで直接入手とする。

②特例退職者・任意継続被保険者及び被扶養

健保連共同情報処理システムならびに委託先より電子データで入手する。

### 3. 周知・案内方法

①一般被保険者

個別に健診日程をメール配信し案内する。また、通達などを活用し周知する。

②特例退職者・任意継続被保険者及び被扶養者

当健保組合機関誌等に掲載するとともに対象者に送付する健診ガイドブック送付時期にホームページにその内容や、受診可能な医療機関リストを掲載して案内する。

## **IV 個人情報の保護**

当健保組合は、シャープ健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健保組合職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

健診結果等の保管年数は5年とする。また、保存年限経過後は、廃棄する。



## **V 特定健康診査等実施計画の公表・周知**

本計画の周知は、機関誌やホームページに掲載する。

## **VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し**

当計画については、毎年保健事業グループにおいて見直しを検討する。

また、2020 年度に 3 年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

## **VII その他**

当健保組合に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。